

横須賀市放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定した横須賀子ども未来プランに基づく放課後児童クラブの整備に要する費用の一部を補助することにより、放課後児童対策の推進を図ることを目的として行う放課後児童クラブ施設整備事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいう。
- (2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所危険区域に所在する施設の移転整備については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という。）の第4により整備すること。

<p>応急仮設施設 整備</p>	<p>通知の第6により整備すること。</p>
----------------------	------------------------

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付を受けることのできる施設は、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき事業を実施する市が認めた者が設置する放課後児童クラブとする。ただし、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準を満たしていない場合（同条例附則第2項の規定により第9条第2項の規定を適用しない場合を除く。）は、交付の対象としないものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象となる経費は、放課後児童クラブの整備に要する経費のうち、別表対象経費の欄に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、圍障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の種目の欄に掲げる種目ごとに基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に3分の2（通知の第1の3及び通知の第1の4に基づき、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は、4分の3）を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 設計図（改築、拡張及び大規模修繕については、既存建物との関係を明らかにしたもの）

(2) 仕様書及び見積書

(3) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 契約書の写し

(2) 支払領収書の写し

(3) 建築検査済証の写し

(4) 補助対象となった建物等の写真

(5) 補助対象となった建物の権利の帰属を証する書類

(関係書類の保存期間)

第8条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年10月17日から施行する。ただし、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

整備区分	種目	基準額（千円）		対象経費
創設及び改築	本体工事費	通知の第1の1に基づき学校敷地内等において放課後子供教室と一体的に創設又は改築を行う場合	67,666	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）
		通知の第1の2に基づき学校敷地外で放課後児童クラブを利用することも地域のこどもが共に過ごし交流する場と一体的に整備する場合	67,666	に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監理料等をい
		上記以外の場合	33,833	い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに
		一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。		既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）

	賃借料加算		7,860	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
	特殊附帯工事費		20,358	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	1,796	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		改築に際して仮設施設を整備する場合	2,673	
		一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により市長が必要と認めた額とする。		
拡張	本体工事費	市長が認めた額。ただし、創設に係る基準額の2分の1に相当する額を上限とする。		放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算		7,860	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）
	特殊附帯工事費		20,358	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により市長が認めた額とする。		放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費

		又は工事請負費 及び工事事務費
	特殊附帯 工事費	特殊附帯工事に 必要な工事費又 は工事請負費
	仮施設設 整備工事 費	仮施設設整備に 必要な賃借料、 工事費又は工事 請負費